事業継続力強化支援計画の認定申請に当たっての法定経営指導員の要件を

満たすことを証明する書類の様式及び参考例

　経営指導員の方を，その実務経験等に基づいて法定経営指導員であると証明するために必要な書類の様式及び参考例は次のとおりです。

【様式の一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 要　　件 | | 証明書類 | 備　考 |
| （全般）  小規模事業者支援法第５条第５項及び第７条第５項に規定する「経営指導員」の要件を満たす申告 | | (ｱ)「経営指導員要件を満たすことの申告書」 | ※２ページ参照 |
| ①規則第７条第１項各号に規定する経営指導員の要件（※１） | 一　商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者 | (ｱ)の申告書及び  (ｲ)在職証明書（様式例） | ※(ｱ)は２ページ，  ※(ｲ)は５ページ参照 |
| 二　直近５年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者 | (ｳ)経営指導員指定講習  (基礎講習)の修了証 | この参考例では記載しておりません。 |
| 三　直近５年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者 | (ｴ)経営指導員指定講習  (行政事務講習)の修了証 |
| 四　小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する３年以上の実務の経験を有する者 | (ｱ)の申告書  及び  (ｵ)実務従事期間証明書 | ※(ｱ)は３ページ，  ※(ｵ)は６ページ参照 |
| 五　各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者 | (ｱ)の申告書 | ※２ページ参照 |
| ②直近５年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者（※２） | | 経営指導員指定講習  （事業継続力講習）の修了証 | この参考例では記載しておりません。 |

　　※１　中小事業者支援法施行規則２条１項１号

　　　２　　　　　　〃　　　　　　２条１項２号

【備考】

　　次頁以降の様式例の朱書き箇所は記載例又は留意点ですので，適宜修正又は削除してください。

様式第１（第６条関係）

経営指導員要件を満たすことの申告書

令和　　年　　月　　日

氏　　　　　名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成５年通商産業省令第４４号」）第７条第１項第５号のいずれにも該当しないことを宣誓し、以下のとおり申告します。

１．施行規則第７条第１項第５号に該当しない宣誓

①心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱 われている者

③懲役刑または禁固刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

④法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

* 私は、上記①から⑤のいずれにも該当しません。

２．商工団体の役員又は職員要件

　商工団体の役員又は職員要件を満たすことを、以下のいずれかで確認が可能です。

□　在職証明

□　契約書の添付による確認

□　委任状の添付による確認

３．指定講習の受講要件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 講習種別 | 講習実施機関 | 受講年度 | 受講年度時点所属団体 | 備考 |
| 基礎講習 | 中小企業庁 | 令和　　年度 | ●●商工会 |  |
| 行政事務講習 | 中小企業庁 | 令和　　年度 | ●●商工会 |  |
| 事業継続力講習 | 中小企業庁 | 令和　　年度 | ●●商工会 |  |

　※直近受講年度及び受講年度時点所属団体を記入すること。近日中の受講を予定している場合はその旨を付記すること。

４．実務経験

実務経験を満たすことを、以下①から③のいずれかで確認が可能です。

　①組織における実務従事の経緯

小規模事業者の経営指導等に係る業務に従事し、通算３年以上の経験がある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組織名 | 行政庁の  認定等（注１） | 従事期間（注２） | 従事月数  （注３） |
|  |  | 年　 月　 日～　 年　 月　 日 | 月 |
|  |  | 年　 月　 日～　 年　 月　 日 | 月 |
|  |  | 年　 月　 日～　 年　 月　 日 | 月 |
| 通算従事月数（注４） | | | 月 |

　　※各組織の実務従事期間を証明する書類が別途必要

②法定事業計画の作成関与報告

法定の事業者向け計画の作成支援をし、異なる３か年度において各１件以上ある。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画名称 | 根拠法 | 認定・承認  年月日 | 左記年月日の  属する年度 | 事業者名 |
|  |  | 年 　月 　日 | 年度 |  |
|  |  | 年 　月 　日 | 年度 |  |
|  |  | 年 　月 　日 | 年度 |  |

　　※各計画の作成支援を証明する書類が別途必要

③中小企業診断士

中小企業診断士の初回登録日から計画の事業開始初日まで、３年以上経過していることが、中小企業診断士登録証により確認が可能です。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）認定を受けようとする計画の事業開始初日 | 年　　　月　　　日 |
| （２）中小企業診断士登録証の裏面に記載されている初回登録日 | 年　　　月　　　日 |
| （３）（１）と（２）の差 | 年 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※中小企業診断士登録証の両面の写しが別途必要

以上

様式第１（第６条関係）の注記説明

注１

当該組織が、反復継続して小規模事業者の経営に係る指導又は助言に係る業務を行い得る組織であることを確認するために記載するものであるため、作成日時点において、認定等の効力を有しているか否かは問わない。

　経済産業省において認定等の事実を確認できる以下の認定等については「　」内の語句を記入する。

　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づく「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」

　中小企業支援法に基づく「指定法人」

　中小企業等経営強化法に基づく「認定経営革新等支援機関」

上記以外の認定等については、根拠法令を記載するとともに、認定等の事実を証する書面等を添付すること。例えば、行政庁による定款認可等を要する法人であって、定款において事業の定めがある場合は、当該定款の写しが、認定等の事実を証する書面となる。

注２

証明書等に記載された期間数と整合性をとること。証明書等に「日」の記載がある場合は、日を記載すること。

注３

月数を整数で記載すること。証明書等に「日」の記載があり、従事期間の期初又は期末月の日数が１５日以上であれば１月とし、１５日未満の場合は月数に算入しない。

注４

通算月数が３６月以上となること。なお、３６月以上であることが確認できれば要件を満たすため、すべての職歴を記載する必要はない。

（様式例）

在職証明書

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ | ショウコウ　タロウ |
| 氏　　名 | 商　工　太　郎 |
| 住　　所 | 広島県○○… |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 採用年月日 | 年　　月　　日 |
| 勤務団体 | ○○（商工会又は商工会議所） |
| 職位（職名） | 課長（経営指導員） |

上記の者が当（商工会又は商工会議所）に在籍していることを証明します。

　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　広島県○○…

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称　　○○（商工会又は商工会議所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　職名　　○　○　○　○

（各組織の実務従事期間を証明する書類の記載例）

実務従事期間証明書

（予定者氏名）は、当組織に所属していた（（年　月～　年　月）等の期間を記載）の期間において、職務として、経営の診断、経営診断に基づく事業計画の作成及び実行に関する助言業務に従事していたことを証明します。

　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　広島県○○…

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名称　　○○（商工会又は商工会議所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　職名　　○　○　○　○